

## 定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香美市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和6年3月28日

香美市監査委員 岩崎昭雄  
香美市監査委員 横谷勝正  
香美市監査委員 比与森光俊

### 記

#### 1 措置を講じた部署

建設課、建設課香北分室、建設課物部分室

#### 2 講じた措置の内容

- (1) 監査結果提出日 令和6年1月31日
- (2) 措置通知年月日 令和6年3月11日
- (3) 指摘事項及び措置等の内容

- ① 都市計画道路新設改良事業の工事請負契約変更契約書において、契約期間の記載誤りが1件、変更回数の記載誤りが1件あった。また、道路維持管理業務委託事業の契約書において、契約日が契約締結日の決裁日前の日付になっているものが1件あった。  
(建設課)

林道災害復旧工事において、検査調書の完成年月日の記載誤りが1件、成果品引渡書の年月日の記載抜かりが1件あった。(物部分室)

単純な記載誤りなどは合議中に発見できたものである。課内で内容を十分に確認するなど、適正な事務処理に努めてください。

(回答)

契約期間の記載誤り等につきましては、課内合議中に確認できるよう内容を十分に確認するなど、適正な事務処理に努めます。

- ② 道路維持管理委託業務に伴う保険の契約において、市長決裁がないものがあった。  
(香北分室、物部分室)

建設用資材の購入において、施行荷がなく、随意契約とした理由が明確にされていないものがあった。(共通)

契約を行う場合は、施行荷を作成するなど契約規則及び管財課の示す手順に従い適正に処理してください。

(回答)

市長決裁や施行荷がなかった件につきましては、契約規則等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

- ③ 災害復旧工事において、支出負担行為書を紛失しているものがあつた。（香北分室）  
文書事務取扱規程に基づき、適切な文書の保管を行ってください。

（回答）

支出負担行為書の紛失につきましては、文書事務取扱規程に基づき、適切な文書の保管に努めます。